

今号の主な記事

- ◇教育功労者表彰……………2面
- ◇屋外広告業の市への登録が必要に ……2面
- ◇平成20年度「インターカレッジ西宮」…4面
- ◇白水峡公園墓地への墓参バスを運行…4面
- ◇保健だより……………8面

安定した保険制度があれば
安心して医療機関に
かかることが
できます



●制度の運営について

後期高齢者医療制度の運営は、兵庫県内すべての市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行います。市では、被保険者証の引渡しや保険料の徴収、各種届け出・申請の受付などの窓口業務を行います。

4月から老人保健制度が廃止され、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)の人が被保険者になる新しい制度は、国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするとともに、高齢者世代と現役世代の負担を明確で、公平なものにするために創設されるものです。

問合せは市高齢者医療保険グループ(0798・353・3192)か兵庫県後期高齢者医療広域連合(0798・329・2601)へ。

●3月下旬に被保険者証を送付します

平成20年4月1日時点で被保険者になる人と、4月中に75歳になる人について、3月下旬に後期高齢者医療制度の被保険者証を市から送付します。

また、老人保健制度で限度額適用・標準負担

額減認定証(以下「認定証」)や特定疾病療養受療証(以下「受療証」)の交付を受けている人には、後期高齢者医療制度の認定証や受療証を送付します。4月から、現在お持ちの健康保険証と老人保健法医療受給者証は使えません。

4月からスタート 75歳以上の人などが加入する 後期高齢者医療制度

みんなが生き生きと暮らせるために

●一定の障害のある人の資格について

現在、老人保健法医療受給者証をお持ちの一定の障害のある65歳以上75歳未満の人は、3月末ま

でに申請することにより、被保険者とならないこともできます。また、4月以降でも、将来に向かって被保険者にならない申請ができます。



心も体も元気に健やかライフ



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の被保険者証

●新たな給付も

医療の給付では、老人保健制度と同様の給付が受けられるほか、新たに「高額介護合算療養費」や「葬祭費」が設けられます。

●保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりに賦課されます。低所得者や被用者保険の被扶養者に対しては、保険料の軽減措置があります。

保険料は原則として、4月に支給される年金から天引きされます(特別徴収)。特別徴収にならない人は、納付書や口座振替などにより7月から納付します(普通徴収)。

特別徴収になる人には、4月初旬に、仮徴収額の決定通知書を送付します。平成20年度確定年間保険料の決定通知書は、7月中旬に、全被保険者に送付する予定です。また普通徴収になる人には、納付書や口座振替依頼書をあわせて送付します。

★制度の内容を説明したリーフレットを、高齢者医療保険グループ(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布しています

推計人口 47万7202人(女25万866人、男22万6336人)
世帯数 20万642 面積 100.18 km²
平成20年(2008年)2月1日現在